

ハイライト:

- ・平成19年10月1日より雇用保険が変わります
- ・年金の変更手続きをお忘れ無く!

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



今年の夏は「酷暑」と表現できる記録的な暑さでしたが、皆様体調は崩されていませんか？秋の訪れが待ち遠しい日々です。第31号では、平成19年10月1日以降に変更となる雇用保険、そして年金制度における変更手続きについて取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(埼玉事務所)

目次:

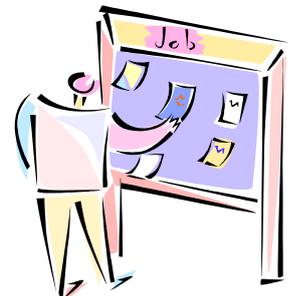
ご挨拶	1
雇用保険が変わります!	1
年金の変更手続き	2

雇用保険が変わります!

平成19年10月1日以後雇用保険法の改正が適用となります。変わるのは大きく分けて3つの事項です。

①雇用保険受給資格要件

被保険者は、1週間当たりの所定労働時間により、短時間労働被保険者とそれ以外の一般被保険者に区分されていましたが、この区分が取り払われ、一本化されます。また、この被保険者資格の一本化にあわせて、受給資格要件も一本化されます。平成19年10月1日以降に離職した場合、基本手当を受給するためには、原則12ヶ月(各月賃金支払い基礎となった日数が11日以上必要)の被保険者期間が必要となります。なお給付日数(失業手当の受給日数)自体には変更はありません。



離職理由	改正後		改正前		
	被保険者期間	支払基礎日数	被保険者期間	支払基礎日数	被保険者区分
倒産・解雇	離職日以前1年間に6ヶ月	11日以上	離職日以前1年間に6ヶ月	14日以上	一般被保険者
			離職日以前2年間に12ヶ月	11日以上	短時間労働被保険者
自己都合	離職日以前2年間に12ヶ月	11日以上	離職日以前1年間に6ヶ月	14日以上	一般被保険者
			離職日以前2年間に12ヶ月	11日以上	短時間労働被保険者

参考まで、自己都合退職の場合の給付日数を記載します。

被保険者期間	5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	90日	120日	150日

②育児休業給付の給付率が休業前賃金の40%→50%に上がります

雇用保険の育児休業給付制度には、育児休業中に支給される「育児休業基本給付金」と育児休業後職場復帰した場合に支給される「育児休業者職場復帰給付金」という2つの制度があります。

今回は後者の改正が行われます。

旧 休業期間中 給付率30% 職場復帰6ヶ月経過後 給付率10%

新 休業期間中 給付率30% 職場復帰6ヶ月経過後 給付率20%

※上記の支給金額は、次の算式に基づきます。

(基本給付金を受けることのできる日数合計) × (休業開始時賃金日額) × (給付率)

新制度の対象者は、平成19年3月31日以降に職場復帰された方～平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までとなっています。

③教育訓練給付の要件・内容が変わります

本来は3年以上の被保険者期間が無ければ受給できませんが、当分の間初回に限り、1年以上に緩和されます。平成19年10月1日以降に指定講座の受講を始めた方が対象となります。

被保険者期間3年以上の場合 → 受講料の20%給付 (上限10万円)
ただし初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

年金の変更手続き

各種マスコミで「消えた年金記録」が報道されており、不安に駆られた方は社会保険事務所の窓口で過去の加入期間を問い合わせに行かれたのではないのでしょうか。

年金制度で届け出が必要なのは主に以下の場合となっています。

- ①20歳に達したとき、②就職したとき、③退職したとき
- ④被扶養配偶者となったとき、⑤氏名・住所等が変わったとき

会社にお勤めの場合には、被扶養配偶者の手続きも含めすべて会社で行ってもらえるため、あまり気にとめたこともないかもしれませんが、たとえば定年で退職されたとき、奥様がまだ60歳未満の場合には、奥様はご主人の被扶養配偶者である3号被保険者から第1号被保険者へと種別変更手続きが必要になり、ご自分で国民年金の支払いを行わなくてはなりませんので注意が必要です。

これからは正しい知識を身につけ、自分の権利は自分で守るという意識が必要になるのではないのでしょうか。インターネットでご自身の年金加入記録を閲覧できるサービスも開始されていますので、ぜひ一度社会保険庁のHPをご確認ください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

